

**答 申 書**  
**( 答 申 第 5 8 号 )**  
**平成 1 5 年 3 月 5 日**

---

1 審査会の結論

- (1) 源泉所在地 郡 町字 に係る温泉台帳を一部開示としたもののうち、源泉所有者欄及び掘削許可欄の個人の住所及び氏名、温泉利用者欄の住所並びに記事欄の個人の氏名を非開示としたことは妥当であるが、動力装置許可欄中の完了検査結果欄の型式、口径、出力、揚水量、揚程及び種別、利用許可欄の利用量並びに記事欄の平成6年3月14日付けの記載は開示すべきである。
- (2) 温泉台帳用紙 の記事欄の平成6年3月14日付けの記載に「別添」とされている差押命令の写しについては、差押命令(本文)中債権者の名称及び代表取締役の氏名、請求債権目録中執行力のある正本(債務名義)が特定される部分、元本の金額、ただし書の内容及び損害金の内容、当事者目録中債権者の住所及び名称、代表取締役の氏名、代理人弁護士住所及び氏名並びに債務者の住所及び氏名並びに差押温泉権目録中申請者住所、温泉掘削申請者氏名及び生年月日を除き、開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、源泉所在地を特定してなされた温泉台帳である。

温泉台帳とは、温泉に関する行政の基礎として、温泉の現況把握に努めるために厚生省(現在の所管は環境省)の通知を受けて、北海道知事(以下「実施機関」という。)が様式、記載事項等を定め、保健福祉部薬務課及び所轄保健所で作成・保管しているものである。

温泉台帳の用紙は、 から まであり、それぞれ次のような情報が記録されることがされている。

ア 温泉台帳用紙 (表)

記載年月日、記載者職氏名、所轄保健所、台帳番号、源泉に関する情報(所在地、源泉名等)、源泉所有者(温泉採取権者)に関する情報(住所及び氏名)、源泉土地所有者に関する情報(住所、氏名及び使用権の証明)、掘削許可(採取状況報告)に関する情報(住所、氏名、指令番号等)、源泉付近の状況など

イ 温泉台帳用紙 (裏)

増掘許可に関する情報(氏名、住所、許可年月日、完了検査等)、動力装置許可に関する情報(氏名、住所、許可年月日、指令番号等、完了検査結果(型式、口径、出力、温度、揚水量、揚程、種別、検査年月日、検査員職氏名))、温泉成分の分析結果に関する情報など

ウ 温泉台帳用紙

温泉利用者に関する情報（氏名及び住所）、温泉利用施設に関する情報（名称及び所在地）、利用許可に関する情報（年月日指令番号、利用目的、区分、温度、利用量、浴室名等、許可番号、廃止年月日及び理由）など

エ 温泉台帳用紙

年月日欄と記事欄があり、他の台帳用紙に記載されていない特記事項が記録される。

なお、本件公文書の場合は、温泉台帳用紙 が2枚、及び が各1枚あり、また、源泉所有者（温泉採取権者）欄及び源泉土地所有者欄は、変更されるごとに古い記載欄に斜線を引き、新しい欄に変更内容が記録されている。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書のうち、次の から までの部分が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に、 から までの部分が同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人は本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

源泉所有者欄の個人の氏名及び住所（温泉台帳用紙 ）

掘削許可欄の個人の氏名及び住所（温泉台帳用紙 ）

温泉利用者欄の個人の住所（温泉台帳用紙 ）

記事欄の個人の氏名（温泉台帳用紙 ）

動力装置許可欄中の完了検査結果欄（以下「検査結果欄」という。）の型式、口径、出力、揚水量、揚程及び種別（温泉台帳用紙 ）

利用許可欄の利用量（温泉台帳用紙 ）

記事欄の平成6年3月14日付けの記載（温泉台帳用紙 ）

なお、実施機関は、 について、本件処分の際には、1号情報に該当するとして非開示としていたが、本件諮問に当たって事業を営む個人の事業運営上の情報であり、2号情報に該当するものであるとして非開示とする理由を訂正している。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 及び のうち、個人の住所は、特定の個人が識別され得るもののうち通常他人に知られたいと認められるものであり、また、 の個人は、事業を営む個人であるが、非開示とした住所は、当該個人の自宅の住所であり、1号情報から除外される当該事業に関する情報ではないことから、これらの情報は、1号情報に該当するものと判断する。

また、 、 及び の氏名については、それが記載されている欄や開示されている部分の記載から、当該個人が源泉所有者（温泉採取権者）であったことや、掘削

許可を得ていたことが明らかになり、これらも特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないものと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

ウ 異議申立人は、本件公文書に記載されている温泉権を差押えしている関係者であり、1号情報に該当するとして非開示とした部分は通常他人に知られたくないものではない旨主張するが、非開示情報に該当するかどうかの判断は、開示請求者のいかに問わずに行われるものであり、また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」とは、特定個人の主観的判断のいかに問わず、社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常であると認められる情報をいい、非開示部分に記載されている情報はいずれも社会通念上他人に知られたくないと思うことが通常であると認められることから、異議申立人の主張は採用できない。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 検査結果欄について

(ア) 温泉法（昭和23年法律第125号）第9条第1項は、温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令に定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない旨定めている。

(イ) 実施機関は、検査結果欄のうち、型式、口径、出力、揚水量、揚程及び種別は、許可内容の確認と今後の温泉保護や適正利用のための資料であり、これを源泉所有者（温泉採取者）の知らないところで無条件に同業者等に開示した場合には、井戸の構造及び性能並びに当該源泉を利用した温泉供給に係る経営状況が容易に推測されるなど源泉所有者の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれる重要な情報と認められ、2号情報に該当する旨主張する。

(ウ) 検査結果欄の記載は、許可を受けた者が当該許可に基づき工事を行い、その結果について実施機関が検査した内容が記載されるものであるが、本件処分において実施機関は、動力装置許可欄に記載されている型式、口径、出力、揚水量、揚程及び種別については既に開示しているものである。

このことを前提として考えると、動力装置許可と型式の違う動力を設置することは通常は考えられず、仮に異なる型式の動力を設置したとすれば、変更許可や届出等の手続が必要なものとされており、また、口径、出力、揚程及び種別も動力装置許可と同じ内容かそれに近いものになるものと考えられ、これらは、いずれにしても動力装置許可欄の記載から推測されうるものであり、これらを開示しても、源泉所有者の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれるとは、認められないものと考えられる。

(エ) 揚水量については、実施機関の説明によれば、動力装置許可では、上限の量を許可していることから、検査結果が動力装置許可と異なることがあり得るものであり、とりわけ揚水量については、当該源泉を利用した温泉供給に係る事業者の

経営状況が容易に推測される財産情報であり、これを開示すると良質な源泉の所在地が判明し、より少ないリスクで温泉を開発したいと考える同業他者が当該源泉の付近で温泉掘削を行い、それにより源泉所有者の井戸のゆう出量が減少したり水位の低下等が生じ、その対応のために動力装置の強化等新たな設備投資が必要となるなど源泉所有者の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められ、2号情報に該当する旨主張する。

(オ) そこで、揚水量を開示することにより源泉所有者（温泉採取権者）の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれるかどうかについて検討してみると、既に許可欄により上限の量が開示されており、当該揚水量は推測可能であると考えられること、分湯を想定した収益を算定する方法を用いれば、源泉の財産価値が推測できるものであるとしても、それは事業者の財産等の一部がうかがい知れるに過ぎないこと、仮にその数値によって優良な源泉の所在地が判明し、より少ないリスクで温泉を開発したいと考える同業他者により付近源泉が開発されたとしても、それは事業者間においては一般的に行われているものと考えられること、同業他者による付近源泉の開発により源泉所有者の井戸のゆう出量が減少したり水位の低下等が生じ、その対応のために動力装置の強化等新たな設備投資が必要となるなどの主張については、可能性だけの主張であって具体的な理由の説明等がなかったこと、などからするとこれが開示されたとしても、源泉所有者の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれるとは認められないものである。

また、そのほかに源泉所有者の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれることをうかがわせるに足りる説明等はなかったものである。

(カ) 以上のことから、検査結果欄の記載については、2号情報には該当しないものと判断する。

#### ウ 利用許可欄の利用量について

温泉法第13条は、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない旨定めている。

実施機関は、利用量は、これを開示すると当該温泉利用施設の湯量が豊富であるかどうか、温泉水の使用法（加水、循環の有無等）が推測され、その結果として温泉施設の利用客の利用施設の選択に影響を与え、利用客及び売上げの増減につながるなど、温泉利用者の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれることから2号情報に該当する旨主張する。

そこで、利用量を開示することにより温泉利用者の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれるかどうかについて検討してみると、温泉施設の利用客の立場からすれば、湯量が豊富であるかどうか、加水しているか循環しているかなどの温泉水の使用法は、むしろ温泉施設の側で積極的に明らかにして、それらをもとに利用客の側で当該温泉施設を利用するかどうかを判断することが適当であると考えられること、実施機関においても温泉施設に対して利用量等の情報を利用客に明らかにするよう指導をしていること、仮に、利用量から加水や循環などの温泉水の使用法が推察され、売上げ等の増減に影響を与えたとしても、それは適切な情報が利用客に与えられたことにより合理的な判断がなされた結果であると考えられ、

当該温泉利用者の競争上又は事業運営上の地位が「不当に」損なわれたとまではいえないものと考えられること、などを考えあわせると利用量については、これを開示しても温泉利用者の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれるとは認められない。

以上のことから、利用量は2号情報に該当しないものと判断する。

#### エ 記事欄の平成6年3月14日付けの記載について

実施機関は、温泉台帳用紙 の記事欄の平成6年3月14日付けの記載は、源泉所有者（温泉採取者）の事業の根幹にかかわる重要な情報として位置付けられることから、「法人の事業運営に関する内部管理情報及び営業上の事項に属する情報」に該当するものであり、これが開示された場合、当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから2号情報に該当する旨主張していたが、その後の審議の過程で、当該記載は、裁判所により温泉権の差押えがあったという客観的事実及び実施機関内部の留意事項の記載に過ぎないため、開示したとしても財産権を侵害するとまではいえず、開示して差し支えないと主張を変更するに至ったので、この点については、当審査会としては、判断しないこととする。

なお、非開示とされた部分には、「別添」の文書がある旨の記載があるところ、当該別添の文書は 地方裁判所の昭和 年 月 日付けの差押命令の写し（以下「別添文書」という。）であり、これを開示すると温泉権の差押えがなされた事実が明らかとなることから、その全体が非開示とされたものであるが、差押えの事実自体は、開示されることから、別添文書全体を非開示とする理由はないこととなる。

そこで、別添文書に開示すべき情報がないかどうかを検討する。別添文書は、差押命令（本文）、請求債権目録、当事者目録及び差押温泉権目録の4つの文書により構成されている。

これらのうち、当事者目録の債務者の住所及び氏名並びに差押温泉権目録の申請者住所、温泉掘削申請者氏名及び生年月日は、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたいと認められることから、1号情報に該当するものと考ええる。

また、差押命令（本文）中、債権者の名称及び代表取締役の氏名の記載、当事者目録中、債権者の住所、名称及び代表取締役の氏名並びに代理人弁護士住所及び氏名の記載は、特定の法人が温泉権の差押えをしたことを示す情報であり、さらに、請求債権目録中、執行力のある正本（債務名義）が特定される部分、元本の金額及びただし書の内容並びに損害金の内容は、債権者である法人が結んだ契約の内容にかかわる情報が記録されており、これらの情報はいずれも法人の事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと考ええる。

したがって、これらの情報を除いて開示することが妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成14年10月28日	<p>諮問書の受理</p> <p>実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書一部開示決定通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書、 対象公文書の写し）の提出</p>
平成14年11月 1 日	<p>新規諮問事案の報告</p> <p>本件諮問事案の審議を第二部会に付託</p>
平成14年11月26日 （第二部会）	<p>実施機関から本件処分の理由等を聴取</p> <p>審議</p>
平成14年12月 2 日 （第二部会）	<p>審議</p>
平成14年12月 9 日 （第二部会）	<p>審議</p>
平成15年 1 月24日 （第二部会）	<p>審議</p>
平成15年 2 月21日 （第二部会）	<p>審議</p>
平成15年 3 月 3 日 （第51回全体審査会）	<p>答申案審議</p>
平成15年 3 月 5 日	<p>答申</p>

## 別 紙

### 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経過

- (1) 平成14年9月6日 本件開示請求
- (2) 平成14年9月20日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定
- (3) 平成14年9月30日 本件異議申立て

#### 2 異議申立人の主張の要旨

##### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を「請求公文書を開示する」処分に変更するとの決定を求めるというものである。

##### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 開示請求者は、本件公文書記載の温泉権を差押えしている関係者であり、非開示部分は通常他人に知られたいくない情報とは認められない。

イ 開示請求者は、差し押さえた以後の温泉権にかかわる状況をすべて知る権利があり、開示により当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められる余地はない。

#### 3 実施機関の説明の要旨

##### (1) 温泉法の概要について

ア 温泉法は、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することをもって目的としており、その利用に当たって、一定の規制を加えているものである。

なお、温泉の権利については、温泉法は一切関与しておらず、私法での取扱いとなる。

イ 温泉法の規定により、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者、温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないこととされている。

##### (2) 対象公文書について

本件開示請求の対象となった温泉台帳は、温泉に関する行政の基礎として、温泉台帳を整備し、温泉の現況把握に努めることとの国の通知（昭和23年8月26日厚生省衛発第116各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）を受けて、昭和46年4月7日付け環境第1043号北海道衛生部長通知により薬務課及び所轄保健所にて作成・保管しているものであり、一般の閲覧に供しているものではない。

##### (3) 非開示理由

###### ア 1号情報の該当性について

本件公文書に記載されている情報のうち、「源泉所有者」欄、「掘削許可」欄、「記事」欄中の個人の氏名、住所及び「温泉利用者」欄の住所は、明らかに個人に

関する情報であり、通常他人に知られたいと認められるものである。

したがって、本件公文書に記録されている情報のうち、上記の個人の氏名及び住所は1号情報に該当するものである。

イ 2号情報の該当性について

本件公文書で2号情報により非開示とした部分は、検査結果欄の型式、口径、出力、揚水量、揚程及び種別並びに記事欄の平成6年3月14日付けの記載であるが、温泉を採取する者にとって、動力装置の型式等及び揚水量並びに記事欄の平成6年3月14日付けの記載は、当該源泉を利用した温泉供給に係る売上金額等の営業活動の具体的な内容が容易に推測されるもの又は当該源泉の資産価値に直結する情報であると考えられる。

すなわち、検査結果欄のうち、型式、口径、出力、揚水量、揚程及び種別は、許可内容の確認と今後の温泉保護や適正利用のための資料であり、これを温泉採取者の知らないところで無条件に同業者等に開示した場合には、井戸の構造及び性能並びに当該源泉を利用した温泉供給に係る経営状況が容易に推測されるなどその事業活動が不当に損なわれる重要な情報と認められ、2号情報に該当するものであり、また、記事欄の平成6年3月14日付けの記載は、温泉採取者の事業の根幹にかかわる重要な情報として位置付けられることから、これらはいずれも「法人の事業運営に関する内部管理情報及び営業上の事項に属する情報」に該当するものであり、さらに、これらが開示された場合、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、条例第10条第1項第2号に規定される非開示情報に該当するものである。

ちなみに、検査結果欄の各事項についての個別の情報の内容等は次のとおりである。

型式

各動力装置メーカーの製品番号であり、これにより動力装置の性能や揚水能力がカタログ等で容易に確認することが可能である。

口径

水中ポンプでは揚水管、エアリフトポンプにあっては送気管の太さをいい、これによりポンプの揚水能力の推測が可能である。

出力

各動力の揚水能力を示すものである。

揚水量

各動力装置により汲み上げた温泉水の量を示し、これにより温泉の使用方法等経営状況が把握可能である。

揚程

動力装置により一定の量を汲み上げたときの水位面の高さに、地表面からの吐出口の高さを加えたもので、これにより井戸の性能の判別が可能である。

種別

水中ポンプやエアリフトポンプ等が設置されているポンプの種類により井戸の構造及び性能の判別が可能である。

なお、「利用許可」欄中の利用量は、本件処分において、1号情報に該当すると

して非開示としていたが、当該温泉利用施設の売上金額等の営業活動の具体的な内容が容易に推測されるものであり、事業を営む個人の営業上の事項に属する情報であることから、2号情報に該当する非開示情報に訂正を行うものである。

(4) 異議申立て理由に対する反論

ア 異議申立て理由のアに対して

異議申立人は異議申立ての理由として、開示請求者は、本件公文書記載の温泉権を差し押さえている関係者であり、非開示部分は通常他人に知られたくない情報と認められないとし本件公文書を開示することを求めているが、非開示情報に該当するかどうかの判断は、開示請求者のいかに問わずに行われるものであることから、異議申立人の主張は本件処分に対する異議申立ての理由に該当するものではない。

イ 異議申立て理由のイに対して

異議申立人は異議申立ての理由として、開示請求者は、差し押さえた以後の温泉権に関わる状況を全て知る権利があり、開示により当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められる余地はないとし請求公文書を開示することを求めているが、アで述べたとおり非開示情報に該当するかどうかの判断は、開示請求者のいかに問わずに行われるものであること及び非開示情報の開示により当該法人の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれることは明らかであることから、異議申立人の主張は本件処分に対する異議申立ての理由に該当するものではない。

(5) 審議の過程で変更された主張の要旨

ア 検査結果欄について

検査結果欄の記載事項は、源泉所有者（温泉採取権者）にとって当該源泉を利用した温泉供給に係る経営状況が容易に推測される財産情報であり、これらの情報を源泉所有者のあずかり知らないところで無条件に開示した場合には、源泉所有者の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれることから2号情報に該当するものである。

また、とりわけ揚水量は、分湯を想定した収益を算定する方法を用いれば、容易に源泉の財産価値が推測できるものであり、これが開示されると良質な源泉の所在地が判明し、より少ないリスクで温泉を開発したいと考える同業他者が当該源泉の付近で温泉掘削を行い、それにより源泉所有者の井戸のゆう出量が減少したり水位の低下等が生じ、その対応のために動力装置の強化等新たな設備投資が必要となるなど源泉所有者の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれることから2号情報に該当するものである。

イ 利用許可欄の利用量について

利用量により当該温泉利用施設の湯量が豊富であるかどうか、温泉水の使用方法（加水、循環の有無等）が推測され、その結果として温泉施設の利用客の利用施設の選択に影響を与え、利用客及び売上げの増減につながるなど、これを開示すると温泉利用者の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれることから2号情報に該当するものである。

ウ 記事欄の平成6年3月14日付けの記載について

当該記載は、裁判所による温泉権の差押えがあったという客観的事実及び実施機関内部の留意事項の記述に過ぎないことから、開示したとしても源泉所有者の競争

上又は事業運営上の地位を不当に損なうものとはいえないことから、開示しても差し支えないものとする。

なお、別添文書については、当事者目録の債務者の住所及び氏名並びに差押温泉権目録の申請者住所、温泉掘削申請者氏名及び生年月日は、1号情報に該当するものであり、また、債権者の名称等や請求債権目録は、契約の内容が記載されていることから債権者である法人の事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれることから、2号情報に該当するものであり、これらの情報を除いて開示する考えである。